

交野市集団検診（がん検診・特定健診等）業務委託

がん検診・特定健診等業務仕様書

1. 業務名

がん検診・特定健診等業務

2. 委託期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日

3. 目的

交野市（以下、「発注者」という。）において、市民の健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療につなげるために、各がん検診及び特定健診等（以下、「本業務」という。）を実施することを目的とする。

4. 委託料

(1) 委託料の算出

① 検診バスを必要とする検診については、バス派遣料（バス代+技師+フィルム等）を固定費、固定費以外に係る検診費用※は 1 人あたりの単価として受診見込人数を乗じて積算し、見積書に計上すること。

② その他の検診は 1 人あたりの検査費用に受診見込人数を乗じて算出すること。

※①②の検査費用には、受付料、問診、問診票及び結果送付に係る郵送費用、医師派遣料を含むこと。

③ 以下の場合は当該委託料とは別途計上すること。

- ・休日に検診に係る費用
- ・特定健診において心電図検査及び眼底検査に係る費用
- ・電子媒体の提出に係る費用

(2) 委託料の上限金額はすべての検診項目において受診見込人数を実施した場合の額であり、受診見込人数（発注数）を保証するものではない。ただし単価契約であるため、受診見込人数を上回る検診を実施した場合はこの限りではない。

5. 対象者及び受診見込人数

交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）（以下、「センター」という。）及び地域の集会所等での集団検診を対象とした業務とする。

項目	対象者 (年齢は、年度末時点における満年齢を指す)	受診見込人数		
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
胃がん	40 歳以上の市民 ※前年度、胃内視鏡検診受診者は対象外	1,470 人	1,530 人	1,590 人
胃リスク	40 歳以上の市民のうち、過去に一度も胃リスク検診を受診していない者 ※ピロリ菌陽性者、除菌者は対象外	640 人	670 人	690 人
肺がん	40 歳以上の市民	2,450 人	2,550 人	2,650 人
結核	検診当日に満 65 歳以上の市民			
大腸がん	40 歳以上の市民	1,720 人	1,800 人	1,880 人
乳がん	40 歳以上の女性市民 (令和 8 年度及び 10 年度は和暦で偶数生まれ、令和 9 年度は和暦で奇数生まれ) ※対象外の女性でも前年度受診歴がない者は対象とする	1,000 人	1,050 人	1,100 人
子宮頸がん	20 歳以上の女性市民 (令和 8 年度及び 10 年度は和暦で偶数生まれ、令和 9 年度は和暦で奇数生まれ) ※対象外の女性でも前年度受診歴がない者は対象とする	1,010 人	1,080 人	1,150 人
肝炎ウイルス	40 歳以上の市民のうち、過去に一度も肝炎ウイルス検診を受診していない者 ※肝疾患で治療中の場合は対象外	640 人	670 人	690 人
前立腺がん	50 歳以上の男性市民	860 人	900 人	940 人
特定健診	該当年度内に 40 歳から 75 歳未満の者で、受診日において交野市国民健康保険被保険者である者	1,960 人	2,080 人	2,130 人
すこやか健診	16 歳以上 39 歳以下の市民 40 歳以上医療保険未加入の市民	250 人	270 人	290 人

6. 実施時期・実施回数

(1) 時期・回数

- ① 毎年度、5月1日から3月31日の間に実施すること。
- ② 検診の開催回数は、発注者および受注者の協議により各年度において50回（半日を1回とする）を超えない範囲で決定するものとする。開催日程（時期）については、受注者が提案

すること。

- ③ 当日の運営は午前 9 時 00 分から 17 時 00 分までに努めること。
- ④ 特定の時期に偏らず、年間を通じて均等に実施すること。
- ⑤ 土曜日に受診できる日程を年 3 回設定すること。
- ⑥ 特定健診・すこやか健診は発注者と協議の上、地域の集会所等で年 5 回設置すること。
(地域の集会所ではがん検診の実施なし)

7. 令和 6 年度実績

- (1) 各回、約 3 時間 30 分で実施。

(午前開催の場合は 9 時、午後開催の場合は 13 時 30 分より受付開始)

- (2) 定員(1 回あたりの人数・撮影枚数、実受診者 85 人を超えないように実施)

実受診者数	胃	胃リスク (胃がん検診受診 者のみ可)	肺	肝炎	大腸	乳	子宮	前立	特定 すこやか
85 人	35 人	35 人	85 人	85 人	85 人	35 枚	45 人	85 人	65 人

乳がん検診の撮影枚数は、1 人あたり、40 歳代 2 枚（2 方向）撮影、50 歳以上 1 枚（1 方向）撮影で実施。

- (3) 実施回数・受診者人数等

令 和 6 年 度	回数 (回)	胃	胃リ スク	肺	肝炎	大腸	乳	子宮	前立	特定	すこ やか
	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
12	●	●	●	●	●	●		●	●	●	
2	●	●	●	●	●	●		●	●		
3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
1				●	●	●	●	●	●	●	●
1					●	●	●				
5									●	●	
合計(回)	49	49	49	50	51	51	33	50	37	22	
受診者人数(人)	1,186	259	1,898	479	1,928	1,178	991	689	1,826	200	
予約人数(人)	1,502	507	2,091	556	2,116	1,298	1,211	740	1,995	239	
キャンセル率(%)	21.0	48.9	9.2	13.8	8.9	9.2	18.2	6.9	6.6	16.3	

8. 業務内容

(1) 準備等

- ① 本業務実施日の 30 日前までに発注者から受診者名簿を電子データで受け取り、その後、受診番号や呼び出し時間等に変更がある場合には、電子データを修正すること。なお、修正した名簿は発注者へ実施日の 10 日前までに送付すること。
- ② 受診者情報が記載された予約票、問診票を作成し、実施日の 10 日前までに受診者へ予約票、問診票、案内文、検便容器、検尿容器等必要物品を送付する。
- ③ 子宮頸がん検査に使用する検診台については、センターに 2 台設置されており、これを使用することができる。その他の備品等を使用する場合は事前に申し出ること。
- ④ 本業務実施に伴う必要器具・物品及び準備にかかる設営（事前）、携わるスタッフの確保、当日の受付事務、会場整理、受診者案内、後片付け（医療廃棄物の処理を含む）等は受注者が責任をもって行うこと。
- ⑤ 本業務を受注するにあたり、責任者を定めることとする。なお、本業務履行に際して、責任者が配置できない場合は、代理責任者を定めて、安全かつ的確に実施できるよう統括すること。

(2) 当日の受付

- ① 受注者は、本業務の実施にあたり、個人情報保護及び結果共有の取扱いについて、関係法令を遵守するとともに、発注者との間で適切に管理・共有すること。あわせて、受診者に対しても当該取扱い内容を受付時に適切に説明し、理解を得るよう努め、受診者が安心して受診できるよう配慮すること。
- ② 受診者名簿より、加入の健康保険及び本人確認を行うこと。受診条件に該当しているか確認のうえ、対象外の者への検診は行わないこと。対象外と判明した場合は受診できない理由を説明すること。
- ③ 受診対象者でないことが後日判明した場合は、受診費用の実費請求が必要になることを説明すること。
- ④ 受診者から以下の表に記載の自己負担金の徴収等をし、領収書を発行すること。

項目	徴収費用	備考
胃がん検診		
胃リスク検診		
肺がん検診		
大腸がん検診		
乳がん検診		
子宮頸がん検診		
肝炎ウイルス検診		
前立腺がん検診		
結核検診	0 円	
特定健診	0 円	心電図検査希望者には 500 円徴収する。ただし、希望者のうち健診当日に医師が必要と判断した者は無料

		とする。
すこやか健診	500 円	生活保護世帯、市・府民税非課税世帯に属する者は無料とする。

- (5) 問診票の記載内容等を確認すること。
- (6) 健康手帳（発注者が準備）を発行する。持参忘れや、紛失した者に対し、検診項目部分をコピーした用紙を渡し、手帳に貼るよう伝えること。
- (7) 健康手帳には受診する項目に日付印と「交野市」印を押印すること。
- (8) 特定健診関係の受付（受診券回収及び受診券番号・資格確認、再発行申請手続き）、各がん検診の受付、大腸がん検診検体の回収、検尿容器の回収（地域の集会所での健診の場合）、会場での検尿について案内をする。
- (9) 会場内の順路を明確にし、表示や案内係を配置し流れを理解できるように説明する等、受診者が円滑かつ快適に受診できるようにすること。
- (3) 各項目の詳細内容は別添資料「交野市 集団検診（がん検診・特定健診等）実施内容」に記載する内容のとおり実施すること。
- (4) 受診終了者への説明等
 - ① 検診実施後の注意事項等を説明すること。
 - ② 受診項目がすべて終了していることを確認し、結果は受診者に郵送により通知することを説明すること。
 - ③ 発注者が配布依頼する指導パンフレット、チラシ等（受注者が準備する）を受診者に配布すること。
 - ④ 結果より、特定保健指導の対象や生活習慣病リスクが高い場合（発注者の基準に準ずる）は、市の保健事業等への参加が促進されるよう協力すること。
 - ⑤ 受診者へ継続受診が重要であることを説明すること。
 - ⑥ 要精検の場合には精密検査を受診することが重要であることを説明し、未受診の場合には市より連絡があることを伝える。
- (5) 終了後の事務処理
 - ① 受診者数や出務医師名等を日報にまとめ、検診実施後に提出すること。また当日受診者リストを作成し、電子媒体で提出すること。
 - ② がん検診の受診者から徴収した自己負担金は、受注者の収入とし持ち帰ること。
 - ③ 特定健診の受診者から徴収した自己負担金は、指定の様式に人数等を記載し検診実施後に発注者に渡すこと。

9. 実施体制及び苦情・事故等の対応

- (1) 実施日に責任者を配置し、受診者の安全管理の徹底、混雑や緊急時に対応できる体制（業務時間の延長などによる対応など）を確保すること。
- (2) 受診者からの苦情及び事故防止に努めること。苦情及び事故が発生した場合は、受注者が誠意をもって対応し、速やかに発注者に報告するとともに内容や経緯、再発防止策等を記載した報告書を提出すること。

(3) 採血時のトラブル（痛み・腫れ等）、胃バリウムの誤嚥については、受診者からの問い合わせがあることを想定し、受注者が対応（相談、説明等）できる体制を整えること。

10. 結果について

- (1) 至急で医療機関の受診が必要な場合など、郵送による結果通知より早く結果を知らせる必要がある場合は、発注者へ連絡すること。なお、至急対応が必要と想定される判断基準について、事前に発注者と共有すること。
- (2) 結果通知書や精密検査に関する文書、要精密検査者の画像データ、特定健診保健指導対象者への案内、啓発チラシ（発注者作成）については、受注者から直接、実施後 28 日以内に受診者に郵送すること。
- (3) 受注者は、受診者本人の請求に基づき、発注者を経由せずに検診結果等を受診者本人に対して直接開示すること。開示した場合、発注者へ共有すること。

11. 各種帳票等の提出

実施担当、結果集計担当など各部門の責任者が、帳票が適正であるか必ず確認の上、検診実施後 20 日以内に以下の帳票を提出すること。

帳票	提出先
<ul style="list-style-type: none">・各がん検診の受診日別に受診結果、要精密検査の要否などが記載された一覧・各がん検診の受診日別個人別受診結果・各がん検診等の受診日別要精密検査者一覧・すこやか健診の受診日別に受診結果、保健指導階層化などが記載された一覧・すこやか健診の受診日別個人別受診結果	健康増進課
<ul style="list-style-type: none">・特定健診の集計表（基本項目・詳細項目・発注者追加項目受診数日別集計）を各 1 部・特定健診の受診日別個人別結果・特定健診の集計表結果通知書（階層化含む）の控え・特定健診結果より HbA1c 6.5 以上、糖尿病非服薬者一覧・心電図検査希望者、医師の判断にて心電図検査を実施した人数	医療保険課

12. データの作成・提出

各がん検診については地域保健・健康増進事業報告に記載する内容に基づき電子データを作成し、電子データ（CSV データ）を収録した磁気媒体を発注者（健康増進課）に提出すること。

特定健診については、厚生労働省の定める電子的標準様式（XML 標準形式データファイル仕様）に基づく電子データで作成し、市が委託する大阪府国民健康団体連合会へ送付すること。交野市独自の追加項目データは、市の仕様に基づき電子データ（CSV データを収録した電子媒体）を、発注者（医療保険課）に提出すること。本市国民健康保険被保険者の個人情報保護を順守し、厳格な管理を行うこと。

また、発注者に提供するデータの作成にあたっては、発注者が業務委託するシステム業者と調整の

うえ、発注者の健康管理システムの仕様に沿った形式で作成すること。データの提出前に、内容に誤りがないか確認すること。なお、提出前に必ずコンピューターウイルスの検索を行い、ウイルス感染していないことを確認し、当月分を翌月末日までに提出する。

13. 記録の保存

- (1) 間診記録、結果、各がんエックス線画像、標本（子宮頸がん）は、実施年度の翌年度から 5 年間保存し、その後適切な方法で破棄すること。
- (2) 保存期間中に発注者より依頼があった場合には、記録を提出できるよう管理すること。

14. 受注者の負担の範囲(委託料に含むもの)

- (1) 本業務に必要な消耗品、印刷費、交通費、その他の費用は、特別な記載がある場合を除き受注者の負担とする。ただし、本業務に係る本仕様書履行のための経費のうち、発注者への請求が妥当と考えられるものについては、事業者選定時の見積金額として算出しておくこと。
- (2) 本業務（診察・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図検査・眼底検査、がん検診等）に必要な資機材、器具は受注者が準備し負担する。
- (3) 案内及び結果の郵送に係る経費については受注者の負担とする。
- (4) 特定健診階層化の判定作業については、受注者の負担とする。
- (5) 記録提出の紙媒体及び電子媒体の提出に係る費用は受注者の負担とする。

15. 委託料の請求・支払い

- (1) 業務完了後、受注者は以下に定める方法により請求書を提出すること。
 - ① 各がん検診、すこやか健診については自己負担額を差し引いた契約金額（請求額）を、発注者（健康増進課）に翌月末までに請求すること。
 - ② 特定健診（基本的な健診及び詳細な健診）については契約金額（請求額）を、毎月の業務完了分を翌月 5 日を基本として、市が委託する大阪府国民健康保健団体連合会に請求すること。
 - ③ 受診者本人の希望による心電図検査等その他特定健診に係る大阪府国民健康保険団体連合会以外の請求に関しては、業務終了後翌月末までに発注者（医療保険課）に請求すること。
- (2) 発注者は請求書を受理してから、その内容を点検し、適当と認めた時は 30 日以内に受注者に当該金額を支払うものとする。

16. 業務の実施に関する打合せ等

- (1) 令和 8 年度の開催日程については選定結果通知後、発注者と協議の上、1 月下旬までに報告を行うこと。令和 9 年度及び令和 10 年度の開催日程については、前年度 1 月下旬までに報告を行うこと。
- (2) 精度管理と本業務を円滑に遂行するため、実施に関わる検討会や連絡会等に参加するとともに、本仕様書並びに契約書等に定めのない事項については発注者と協議し、本業務完遂をめざし、積極的に協力すること。

17. 再委託

- (1) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受注者が本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、事前にその内容及び委託先の名称、その他発注者が必要と求める事項を書面により報告のうえ、発注者の承認を得ること。
- (3) 再委託に生じる全ての責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 再々委託は認めない。

18. 第三者に及ぼした損害

- (1) 本業務の遂行に伴い、第三者に及ぼした損害を補償しなければならないときは、発注者と受注者で協議してその負担額を定めるものとする。ただし、当該損害を防止するに必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とする。
- (2) 上記(1)に定めるもののほか、本業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- (3) その他業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合においては、双方が協力して処理解決に当たるものとする。
- (4) 受注者は、上記に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に通知することとする。

19. その他

- (1) 受診者への配付物については、事前に内容等を発注者と協議すること。
- (2) 災害、台風等の際には、事業が安全に行えるか受注者とその都度協議を行い、実施できないと判断した場合は、受注者は別途実施日程の提案を行う。
- (3) 受診者のプライバシーに配慮し、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。